

研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

理事長 宝 野 和 博

国立研究開発法人物質・材料研究機構研究費不正使用防止規程（平成 27 年 3 月 27 日 27 規程第 102 号）第 3 条第 2 項に基づく国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の研究費不正使用防止対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- （１） 研究費の不正使用は、コンプライアンス上の大きな問題であり、不正使用防止を内部統制推進上の大きな課題として位置づける。
- （２） 研究費の不正使用防止のため別に定める行動規範を職員等が遵守することを求め、研修の受講及び研究費の不正使用防止に係る同意書の提出を義務付ける。それらを行わない職員等については、研究費の管理・運営に携わることを認めない。
- （３） 法務・コンプライアンス室を中心とするモニタリングを適時適切に実施し、研究費の不正使用防止に努める。
- （４） ホームページ等を活用し、機構が設置している通報・相談窓口を機構の内外に広く周知し、研究費の不正使用のおそれについての情報を集め、迅速に対応する。
- （５） 上記（１）～（４）の取組を進めるとともに、研究費の不正使用のための研修の受講状況やモニタリング、通報・相談窓口に寄せられる情報などを分析し、内部統制委員会において、取組の有効性を検証し、PDCA サイクルにより研究費の不正使用防止計画の見直しを随時行う。